

京都市交通局管理規程 6-4 (京都市乗合自動車及び高速鉄道無賃運送取扱規程)

の一部を次のように改正する。

平成16年11月1日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

第3条中第5号から第8号までを削り、第9号を第5号とする。

第4条の見出しを「(乗車券の発行)」に改め、同条第1項中「無料乗車券」を「特別乗車券」に改め、同条第2項を削る。

第5条第1項を次のように改める。

乗車券は、第3条第2号、第4号及び第5号に規定する旅客に対して発行する。

第5条第2項を削る。

第15条第1項中「第7条」を「第8条」に改める。

別記を次のように改める。

別記 (第8条関係)

(表面)



(裏面)

御 注 意

- 1 本券は、本市乗合自動車及び高速鉄道に乗車される場合に有効です。ただし、乗合自動車の定期観光系統にはご乗車できません。
- 2 本券は、記名本人が使用される場合に限り有効です。
- 3 乗合自動車の多区間系統に御乗車される場合は、必ず整理券をお取りください。
- 4 本券を汚損、き損、又は紛失された場合は、必ずお届けください。

備考

- 1 縦8.5センチメートル・横5.75センチメートルとする。
- 2 エンコード乗車券とする。

附 則

この改正規程は、平成16年11月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)